

“山形デスティネーションキャンペーン”ロゴマーク・キャラクター使用取扱要綱

1. 目的

この要綱は、山形県が制定した“山形デスティネーションキャンペーン”ロゴマーク・キャラクター（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものです。

2. 使用の手続き

- (1) ロゴマーク等を使用する場合は、別紙「山形デスティネーションキャンペーン”ロゴマーク・キャラクター使用申請書（以下、「使用申請書」という。）」を山形デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下、「協議会」という。）に提出してください。
ただし、次に該当する場合は申請の必要はありません。
- ①協議会及びその会員、会員団体の構成員である団体、協賛団体が使用する場合。ただし、商品パッケージや商品自体に使用する場合は申請が必要です。
- ②鉄道各社、旅行会社、雑誌社等が山形県への誘客を目的とした旅行商品や記事に使用する場合。
- ③新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合。
- ④個人が山形県の観光をPRする目的で使用する場合。
- また、使用承認が必要ない場合でも、下記5に該当する場合は使用できません。
- (2) 協議会は、使用申請書の内容を審査のうえ、承認するものについては、使用申請書に押印したものを申請者に交付します。

3. 使用料

ロゴマーク等の使用料は、無料です。

4. 使用条件

- ロゴマーク等の使用にあたっては、次の条件を遵守し、適正に使用してください。
- (1) デザインマニュアルに基づき使用すること。
(色の変更、縦横の比率変更、組み方の変更、新たなデザイン付加などはできません。)
- (2) ロゴマーク等使用品の現物1点を別紙「山形デスティネーションキャンペーン”ロゴマーク・キャラクター使用届出書」により協議会に提出してください。
現物の提出が困難な場合は、現物の写真を提出してください。提出されたロゴマーク等使用品・写真是返却しません。
なお、提出いただいた現物や写真は山形県の観光PRのため、協議会のホームページや広報物に掲載する場合があります。

5. 使用承認しない場合

- 次に掲げる場合に該当すると認めるときは、使用を承認しません。
- (1) 山形県及び協議会が行う観光キャンペーンの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (3) ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 事業所等が自己的シンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合。
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- (6) その他協議会が承認しないことが適当と認めた場合。

6. 使用状況等の調査

協議会は、ロゴマーク等の適正な活用を図るため必要と認める場合、ロゴマーク等の使用者に対し、その使用状況について報告を求めるものとします。

7. 使用の禁止

- (1) 現にロゴマーク等の使用が開始された後において、使用条件に違反した場合、または上記5に該当することが明らかになった場合、
協議会はロゴマーク等の使用を禁止、又は当該使用承認を取り消すものとします。申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。
- (2) 協議会は、使用者が前項の規定により使用を禁止され、又は許可を取り消されたことによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負いません。

8. 使用者の責務

- ロゴマーク等が表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任はロゴマーク等の使用者に帰するものとし、
ロゴマーク等の使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければなりません。

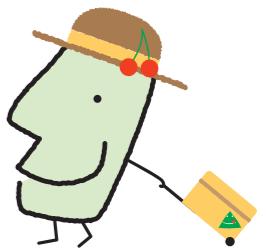
9. その他

この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いについて必要な事項は、協議会が別に定めるものとします。

10. 附則

この要綱は、平成25年1月30日から施行する。

山形日和。

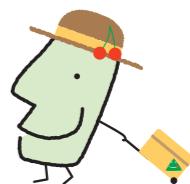


“山形デスティネーションキャンペーン” ロゴマーク・キャラクター デザインマニュアル

キャッチコピー

キャラクター

山形日和。



【キャッチコピー】「山形日和。(やまがた ひより。)」

美しい「山形」。この地には、日本人の人々が思いを馳せる「ふるさと」の懐かしさや温もりが、今なお息づいています。

県内各地で守りはぐくまれてきた、自然、文化、食の魅力、温泉、そして温かな人情は、「いつ訪れても」「どこを訪れても」、山形を旅する人を、幸せ溢れる笑顔に変えてくれます。

今こそ、山形を旅するとき。そう、「山形日和。」です。

訪れる誰もが、それぞれの心のふるさとに出会い、心が満たされる旅、そんな豊かな旅が今ここに始まります。

【キャッチコピーの配色について】

青=豊かな自然、緑=おいしい農産物、オレンジ=温かい人情、茶=歴史文化をはぐくむ風土、赤=さくらんぼをイメージしています。

【キャラクター】

わかりやすく親しみやすい、山形県のカタチ「人の顔」をモチーフに、山形を訪れる人、山形に住んでいる人の「ほのぼのとした姿」をキャラクターにしました。

さくらんぼのブローチの付いた麦わら帽子をかぶり、「ペロリン」マークの付いた「おいしい山形」がぎっしり詰まつた旅行バッグを持って、山形の夏の旅を楽しんでいます。



山形デスティネーションキャンペーン推進協議会（山形県観光交流課内）
〒990-8570 山形市松波 2-8-1 TEL.023-630-2911 FAX.023-630-2097

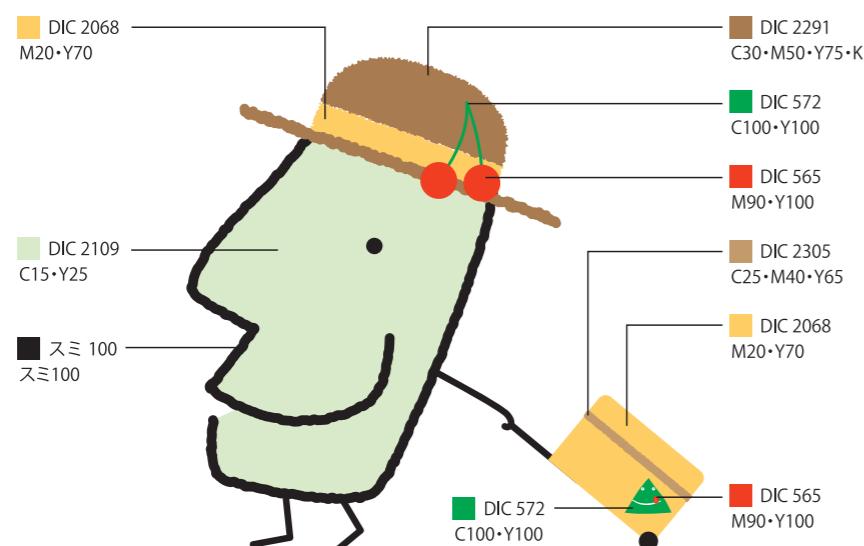
“山形デスティネーションキャンペーン” ロゴマーク・キャラクターデザインマニュアル

カラー指定について

●カラー

山形日和。

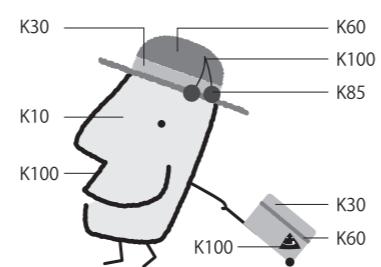
DIC 2180
C50 DIC 14
C40・Y50 DIC 84
M40・Y80 DIC 2276
C30・M45・Y60・K25 DIC 565
M90・Y100



●モノクロ

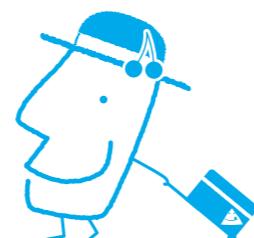
山形日和。

K60 K50 K65 K75 K60



●1C DIC 180

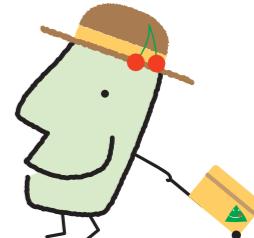
山形日和。



バリエーションについて

●ベーススタイル

山形日和。



ロゴマーク、キャラクターそれぞれ単体での使用可。
組合せて使用する場合は下記のバリエーションで使用すること。

ロゴマーク使用の際は、優先的に上記のベーススタイルを使用してください。
バリエーションを使用する場合は、下記の中から選択して使用ください。

●バリエーション



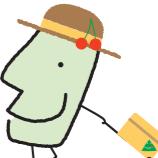
山形日和。



山形日和。



背景は、白または薄い色を基本とするが、
背景色が暗い場合は、
白フチまたは白ぼかしフチの使用可能。



使用不可について

山形日和。

色の変更

山形日和。

縦横の比率の変更

山形
日和。

組み方の変更

山形日和。

色フチをつける

山形日和。

影をつける

山形日和！

デザインを加える